

BUSINESS ACCOUNT 規定 新旧対照表

旧	新
<p>第 2 条 預金口座取引</p> <p>2.当社との本口座取引にあたっては BUSINESS ACCOUNT 口座（法人・営業性個人向け普通預金口座）（以下「本口座」といいます）を開設していただきます。なお、本口座は法人の一事業所に対し 20 口座までとさせていただきます。また、一営業性個人（屋号付き個人名義）に対し 1 口座とさせていただきます（個人名義が同じ場合には、屋号が異なっても 1 口座とさせていただきます）。</p>	<p>第 2 条 預金口座取引</p> <p>2.当社との本口座取引にあたっては BUSINESS ACCOUNT 口座（法人・営業性個人向け普通預金口座）（以下「本口座」といいます）を開設していただきます。なお、本口座は原則、一法人に対し 20 口座までとさせていただきます。ただし、2024 年 3 月 31 日時点ですでに 20 口座超の口座を保有している場合、または別途当社と契約したときなど当社が特に認めた場合は、同一法人で 20 口座超の口座を保有することができます。また、一営業性個人（屋号付き個人名義）に対し 1 口座とさせていただきます（個人名義が同じ場合には、屋号が異なっても 1 口座とさせていただきます）。</p>